

くらしき健康福祉プラザの使用について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、くらしき健康福祉プラザでは、『新しい生活様式』に基づいた感染症予防策を取り入れて運営しています。

なお、今後の感染症の状況によっては、運用を変更することがありますのでご注意ください。

1. 対象施設

くらしき健康福祉プラザ貸室

2. 施設使用にあたっての条件

申請時点では条件に該当しない申請についても受付を行います。使用する時点での条件に合致しない場合には使用をお断りする場合があります。

(1) 換気を徹底すること(密閉しない)

・窓・出入口を開け、十分な換気を行う。

(2) ソーシャルディスタンスを確保すること(密集しない)

・人と人との間隔を十分に確保する。

・合唱・カラオケ・演劇等の大きな声等を出す活動の場合は、定員の半分程度とする。

(3) 近距離での会話や発声はできるだけ避けること(密接しない)

・マスクの着用を徹底する。

運動中のマスクの着用については、関係団体等のガイドラインを参考に判断してください。

・飲食の際は、対面着座や会話をしながらの飲食は避ける。

調理室の場合は、個別配膳をし、使い捨て容器等の使用も検討してください。

・合唱・カラオケ・演劇等の大きな声等を出す活動については、必ず常時マスクの着用、換気の徹底（15分に1回）、人と人と距離を1.5m以上あけるなど、それぞれの活動について示されているガイドラインに沿った感染対策の徹底をお願いします。

(4) 参加者の把握

・名簿を作成するなど、使用する方の連絡先を把握しておく。（提出は不要です）

(5) その他

・必要最小限の人数で、開催時間はできる限り短時間にする。

・体調不良及び発熱などの症状がある場合は、利用を見合わせる。

・各関係団体等が作成しているガイドラインを参考に対策すること。

・体育館・水浴訓練室の利用時に、セルフチェックシートを提出すること。

・イベント開催予定の場合、「感染防止策チェックリスト」に必要事項を記入し、HPやSNS等（HPやSNS等がない場合は、当日会場で掲示すること）により、イベントが終了するまでの間、公表してください。また、公表したチェックリストは、イベント終了時から1年間保管する必要があります。（詳細は県のHPで確認してください。）